

能代市 緑の基本計画

【概要版】



平成 25 年 2 月

第1章. 緑の基本計画とは

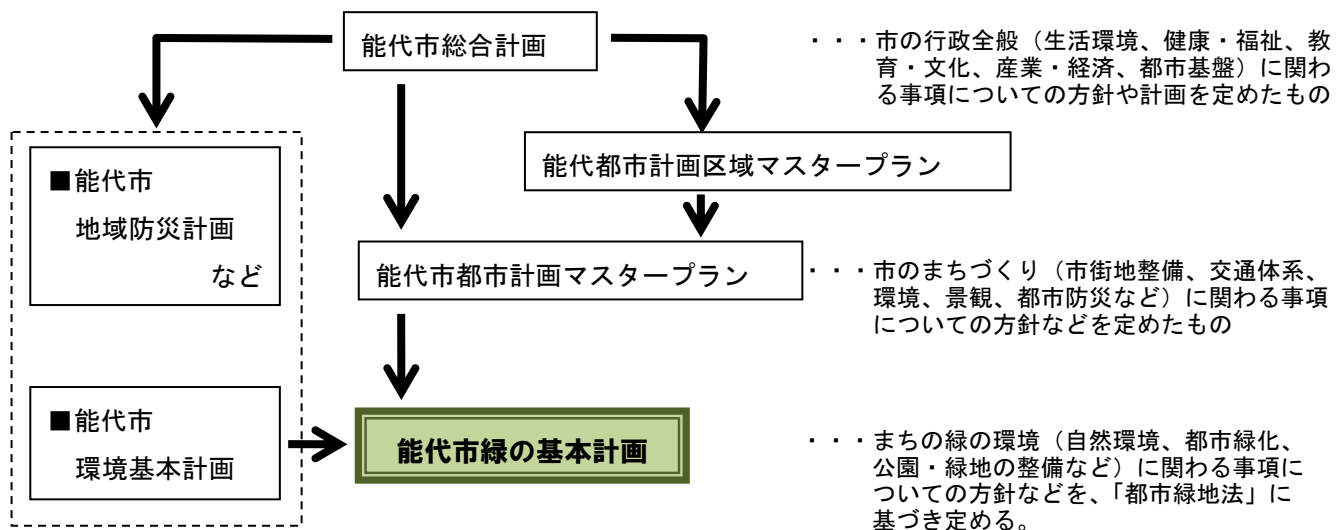
(1) 緑の基本計画とは

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を示した緑のまちづくりの指針となるものです。

(2) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「能代市総合計画」に整合し、「能代市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「能代市環境基本計画」と調和が図られた、能代市における緑のまちづくりに関する総合的な計画として位置づけられます。

そのため、緑の基本計画は、関連計画や法制度の変更によって各種計画間で調整が必要となった場合や、時代の変化等によって緑の施策等に変更が必要となった場合には、適宜見直しを行います。



(3) 対象とする緑

緑の基本計画で対象とする『緑』は、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間をも意味しています。即ち、個人庭園の草花や街路樹などばかりでなく、公園・広場、樹林地、河川・湖沼までを含みます。

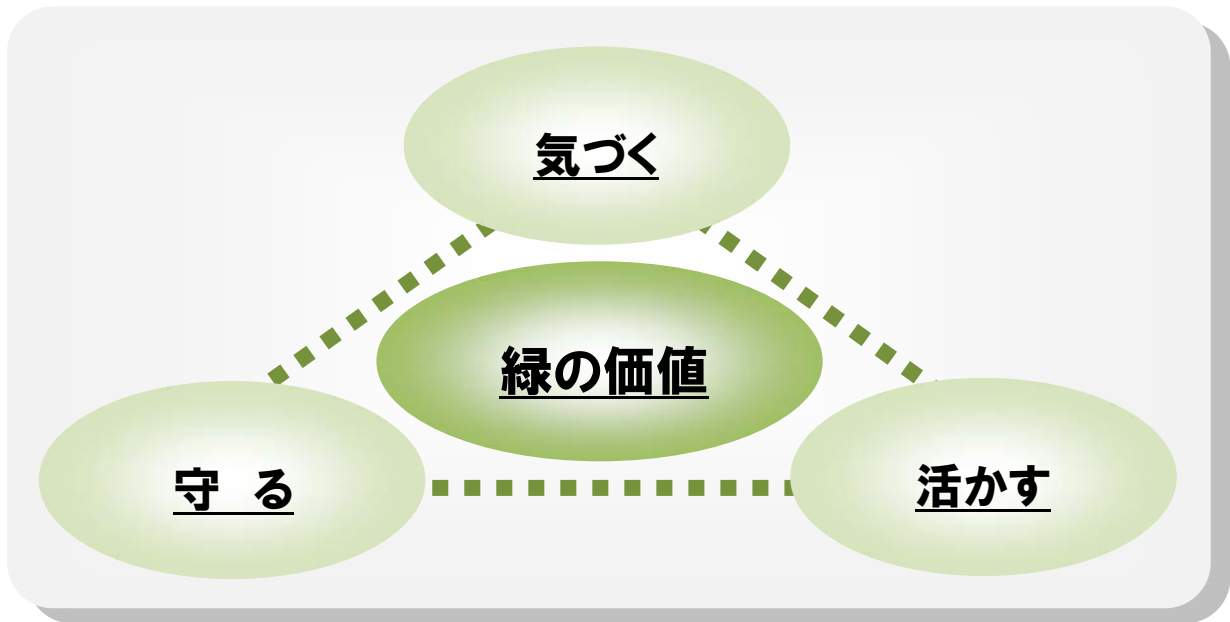
第2章. 基本理念および基本方針

(1) 緑のまちづくりの基本理念

「現況調査」や「住民意向調査」などを踏まえ、本市の緑を「分析」し、緑のまちづくりにおける基本理念を次のように設定します。

《基本理念》

緑の価値に気づき、守り、活かす



緑の価値に【気づく】

本市は、身近な公園や緑地のほか、米代川や周辺を取り囲む丘陵など豊かな水や緑で溢れており、これらは、そこで暮らす市民にとっては、日常的なものとなっています。この貴重な緑の価値に「気づき」、今後も緑を大切にすることが望まれます。

緑の価値を【守る】

本市は、米代川や周辺を取り囲む丘陵など、市民の心のよりどころとなる豊かな緑に囲まれています。この貴重な緑の価値を「守り」、より良い自然環境として次の世代に引き継いでいくことが望まれます。

緑の価値を【活かす】

本市には、身近な自然に親しむ公園・緑地として、街なかにある公園や緑地のほか、その周辺に風の松原やきみまち阪県立自然公園などがあります。この貴重な緑の価値を「活かす」、市民が潤いや安らぎを感じられることが望まれます。

(2) 緑のまちづくりの基本方針

基本理念に基づき、これからの緑のまちづくりにおける基本方針を次のように設定します。

方針1 緑を守り、未来につなぐまちづくり

本市は、本市の中心を東西に流れる米代川や周辺を取り囲む丘陵など、市民の心のよりどころとなる豊かな緑に囲まれています。

これらの緑は、人々に潤いや安らぎを与えるだけでなく、様々な生物の生育・生息の場としてその生態系を守るなど、様々な機能を担っています。

この価値ある緑の維持・保全を図り、次世代に引き継ぐべき財産として、豊かな自然の営みを感じながら生活できる街の形成を目指します。

方針2 緑が溢れ、心が和むまちづくり

本市では、市街地において多くの都市機能の集積が進み、生活の豊かさや利便性は大きく向上しています。しかしその一方で、住民意向調査では、街なかの緑が少ないと感じている市民もいます。また、都市の緑は、避難場所や災害防止などの役割も求められています。

このため、都市機能の整備と自然環境との調和を図りながら、街なかの緑化を進めることにより、市民が潤いや安らぎを感じられるとともに、身近な自然を親しむ公園や緑地は、市民の交流の場や健康づくりの場として活用し、心が和むまちづくりを目指します。

方針3 みんなで育む、緑のまちづくり

多様な機能を持つ緑を維持し、活用していくためには、行政だけでなく、市民や、事業者、NPO など、様々な個人・団体が連携し、協働することが必要です。これからの緑のまちづくりについては、行政・市民・事業者、NPO などの連携・協働を一層深めるとともに、市民一人一人が緑の担い手となり、それぞれの役割分担を明確にし、協力し合いながら、取り組みを進めることが重要です。

このため、行政・市民・事業者、NPO などが連携と協働を深める取り組みを進め、みんなで育むことのできる緑のまちづくりを目指します。

(3) 緑のまちづくりの目標

基本理念や基本方針を実現する上での緑のまちづくりにおける目標を次のように設定します。

- 市域全体の市民一人当たりの都市公園面積は7㎡以上とし、市街地(用途地域)内の市民一人当たりの都市公園面積は6㎡以上とすることを目標とします。
- 都市公園のほか、都市公園と同様に利用されている公園・緑地を含めた面積を市民一人当たり20㎡以上とすることを目標とします。

第3章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

計画の実現を目指し、緑の価値に気づき、守り、活かすための施策を、3つの基本方針に基づき次のように整理します。

施策 方針1 「緑を守り、未来につなぐまちづくり」に関する施策

【森林の保全】

森林の多くは、「自然公園」や「保安林」、「地域森林計画対象民有林」の指定や「国有林」としての管理を受けており、開発が規制されています。

そのため、これらの既存の法指定を継続し、価値ある地域の財産として活用を図ります。

【水辺の保全】

米代川の水辺空間などは良好な景観を形成するとともに、多くの野生生物の生息地となっています。

また、水辺空間は、桜並木の整備やウォーキングコースとして利用されるなど、市民の生活に密接に関連した空間となっています。

一方で、平成19年に豪雨災害が発生するなど、今後も河川整備を推進する必要があります。

そのため、既存の法指定の継続により自然環境や景観を保全し、水辺空間を適正に維持・管理しながら、必要な河川整備を進め、ゆとりや安らぎのある水辺空間の形成に努めます。

【農地の保全】

用途地域外にある農地は、農業振興地域整備計画に基づき「農用地区域」の指定を受けており、開発が規制されています。そのため、これらの既存の法指定の継続を図り、農地の保全に努めます。

また、高齢化や後継者不足などにより、農地を管理する農業従事者の減少が続いていることから、認定農業者や集落営農組織を中心として担い手育成を推進します。

【貴重な樹林・樹木の保全】

市内には、「日本一高い天然秋田杉」や「五輪(ごりん)台(だい)のイチヨウ」をはじめ、貴重な樹林や樹木があります。

これらの樹林や樹木は文化財の指定を受け、適切な管理が行われています。

そのため、これらの既存の法指定の継続を図り、貴重な樹林・樹木の保全に努めます。

また、灌漑(かんがい)用ため池として整備された小友沼は、周辺丘陵の山林と一体となった自然環境を形成しており、平成11年に東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録されました。

そのため、現在指定されている鳥獣保護区の継続を図るとともに、能代市環境基本計画に基づき、次世代に引き継ぐための現地調査や啓発活動などを推進します。



きみまち阪県立自然公園



米代川



風の松原(全景)

【風の松原】

風の松原は、「21 世紀に残したい日本の自然 100 選」など 6 つの 100 選に選ばれるなど高い評価を受けています。

また、憩いの広場や散策路などが整備され、イベントが開催されるなど、多くの市民に親しまれています。

風の松原は「保安林」として保全されていますが、松くい虫の被害や不法投棄が発生し、深刻な問題となっています。そのため、松くい虫予防剤の樹幹注入作業のほか、各種団体による風の松原の案内や清掃等のボランティア活動が行われており、引き続き、松くい虫に対する薬剤散布や伐採駆除、不法投棄防止のための対策を推進します。

施 策

方針 2 「緑が溢れ、心が和むまちづくり」に関する施策

【公園・緑地の利用者満足度向上】

近年の少子・高齢化社会の到来など社会の変化に対応した施設等の充実により、「質」の向上を図り、既存の公園を有効活用します。

そのため、既存の公園に対して、市民意向を踏まえながら、公園利用者の満足度を高め、交流や健康づくりの場となる公園施設の整備を引き続き推進します。

また、公園愛護会などの地域住民の参画を得ながら、公園施設の老朽化点検や除草・剪定・清掃等の実施など維持管理活動を実施していきます。

【公園・緑地の防災性向上】

29 箇所の公園・緑地が災害時の避難施設・避難場所として指定されていますが、近年の防災意識の高まりを受けて、市域全体の避難施設・避難場所を再検討する必要があります。

災害の種類に応じた避難施設・避難場所としての位置、機能、種類、規模等の検討を行っていきます。

【公共施設の緑化】

公共施設は、多くの市民が集まり、利用する施設であり、多くは市街地に立地しています。そのため、市民が潤いや安らぎを感じられる空間づくりを進めるために、緑化推進の中心的役割を担う施設として位置づけ、市が管理する公共施設など、緑化の推進と適切な維持管理を図ります。



能代公園



文化会館



国道 7 号の花壇

【民間施設の緑化】

住民意向調査結果より、市民は「苗木や花の配布を受け自宅に植える」や「地域や職場での花壇づくりやプランターの設置」などの緑化活動への参加意欲は高いことから、市街地にある、住宅の鉢植えやプランター、商店街や企業などの民間施設に設置された花壇による緑化など、市民が参加しやすい緑化活動や啓発方法について検討します。

【道路の緑化】

本市では、国道7号において、黒松の剪定などボランティア活動が行われています。また、沿道に暮らす市民や企業による花壇の植栽・管理や歩道清掃などの道路愛護活動に対する表彰式も行われています。

こうした取り組みがさらに広がっていくよう、市民や事業者等との連携による緑化の推進を図るとともに、既存の街路樹などの植栽についても適切な維持管理を推進します。

施 策

方針3 「みんなで育む、緑のまちづくり」に関する施策

【環境教育や緑化活動の支援】

本市では自然環境学習として、各種市民講座が開催されているほか、市内の小中学校では、社会科や理科などの時間や「総合的な学習の時間」を活用した体験型の環境教育が展開されており、これらの環境学習プログラムの実施を推進します。また、自然保護や清掃・美化など様々な団体が緑に関する活動を行っており、今後も全市的な取り組みとして、学校での環境教育や緑化活動を支援します。

【緑化意識の高揚】

本市においては毎年、能代市国土緑化推進委員会の主催による能代市植樹祭が開催されており、多くの地域住民や関係者が参加して植樹が行われています。

住民意向調査結果では、市民が望む市の取組みは、「市民に花や苗木の無料配布」や「緑化フェアなどの緑化イベントの開催」などが多くの意見を占めています。

そのため、今後も植樹祭を継続するとともに、「花や苗木の無料配布」や「緑化イベントの開催」等について検討し、緑に対する市民等の意識の高揚を図ります。



黒松友会の活動（国道7号）



植樹祭

能代市緑の基本計画

平成25年2月

発行：能代市

住所 〒016-8501 能代市上町 1-3

TEL 0185-89-2197

編集：能代市